

28常福福第198号
平成28年8月15日

指定就労移行支援事業所

御担当者様

指定特定相談支援事業所

常滑市福祉課長 近藤 彰洋
(公 印 省 略)

就労移行支援事業と一般就労の併用について（通知）

日頃から、当市の福祉行政につきましては、御理解と御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、愛知県障害福祉課に確認し、本市では下記のとおり定めましたので御承知おきくださいますようお願いいたします。

記

就労移行支援事業の制度上の趣旨から一般就労(アルバイト等を含む。)をしている場合、そちらに専念してもらうことが前提である。

しかしながら、アルバイト等非常勤で勤務せざるを得ないと判断された場合には併用も認めることとする。そのためには、以下の3点を満たすことを条件とする。

- (1) 一般就労先(アルバイト等)が就労移行支援事業所の利用を認めていること
- (2) 就労移行支援事業所が一般就労(アルバイト等)することを認めていること
- (3) (1)(2)の確認が取れ、常滑市福祉課が併用を認めていること

指定特定相談支援事業所に置かれましては、当該障がい者が就労移行支援事業と一般就労をしていることをサービス等利用計画等で示していただくよう御配慮をお願いします。

担 当 福祉課障がいチーム
電 話 0569-34-7744
FAX 0569-34-7745
メール fukushi@city.tokoname.lg.jp